

令和3年度 無利子

下野市緊急在学奨学生募集要項

※緊急在学奨学生とは、やむを得ない事情により家計に著しい影響を受けたため、修学が困難になった方を対象としています。

1. 受付期間 令和3年6月1日（火）～ 令和4年2月28日（月）
2. 申請資格 下記の（1）～（6）のすべての条件を満たす方
 - （1）申請を行う1年以内に、主たる家計支持者が、死亡・疾病・失職・被災等により、家計に著しい影響を受け、経済的な理由により修学の継続が困難な方
 - （2）高等学校（高等専門学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）に在学している方
 - （3）学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方（学習成績評定は概ね3.0（平均）以上）
 - （4）確実な連帯保証人を2名付することができる方（うち1名は保護者）
※連帯保証人は、独立の生計を営んでいる満20歳以上の方で、市区町村税を完納している方
 - （5）保護者が下野市に1年以上住所を有する方
 - （6）他の機関から奨学金その他これに類するものの給付又は貸付を受けていない方

3. 貸付額（無利子）

高等学校奨学生	月額 20,000 円
大学等奨学生	月額 30,000 円
	月額 40,000 円
	月額 50,000 円

選択制

4. 提出書類 教育総務課窓口（庁舎3階）まで持参のうえ提出

- （1）下野市奨学金貸付申請書（様式第1号）
※連帯保証人が県外市外在住の場合は所得証明書及び市区町村税納税証明書
- （2）出身学校長又は在学学校長の推薦調書（様式第2号）
- （3）在学が分かるものの写し（在学証明書）
- （4）保護者の印鑑登録証明書
- （5）連帯保証人の印鑑登録証明書
- （6）家計急変の事由が確認できる書類が必要となる場合もあります。
※決定者は、奨学金借用証書兼誓約書（連帯保証人の連署あり）が必要になります。

5. 奨学生の選考

貸付審査会において、栃木県育英会基準を参考に書類審査を行い決定します。

6. 貸付期間

正規の修業期間 ※本人名義の口座に年2回に分け、振込みます。

7. 償還期間及び償還方法

貸付期間の2倍（月額2万円もしくは3万円の方）または2.5倍（月額4万円もしくは5万円の方）の期間内に償還（年賦、半年賦、月賦）

※奨学金は無利子ですが、償還が遅滞した場合は延滞金がつきます。

(例) 大学生の場合



大学1年12月から利用

大学4年生

卒業1年目

卒業2年目

卒業9年目

貸付総額 200万円

月額5万円×40か月

(大学1年12月から利用

⇒4か月+3年間=40か月)

条例により卒業2年目から償還スタート

償還総額 200万円

償還金額 月額2万円

償還期間 100か月

(8年4カ月)

●卒業後1年目は条例により償還なし。

●卒業2年目～8年4か月目まで月額2万円の償還。

※年度途中の貸付となるため、償還期間は奨学生によって異なります。

【収入基準等の目安について】 ⇒ 栃木県育英会に準じます。

計算方法

① 令和2年度中の年間収入金額

⇒ 給与所得計算式により「認定所得金額」（所得は世帯合算）

② 認定所得金額から「控除額」を差し引きます。

⇒ 控除には「母子・父子世帯、就学者の人数、障害者人数、本人対象控除等」の種類があります。

③ 上記②で求めた金額が「栃木県育英会の収入基準額」の範囲内であれば貸付対象となります。

※大学の場合

2人世帯⇒455万円

3人世帯⇒527万円

4人世帯⇒572万円

(例) 年間収入700万で4人世帯（弟が中学生）、長女が大学進学のため奨学金を申請する場合の計算

700万円（年収）×0.7－174万円＝316万円（認定所得金額）

316万円－46万円－74万円＝196万円

（認定所得金額）（就学者控除：弟）（本人控除）

※認定所得金額は1万円未満切捨て計算

※196万円は、4人世帯の収入基準額572万円以内なので貸付対象となる。

提出先及び問い合わせ先 下野市教育委員会 教育総務課（庁舎3階）

〒329-0492 下野市笹原26番地 TEL 0285-32-8917